

※以下の事例では、特別な室料(特別な食費)や日常生活費は除いています。

Q5

特別養護老人ホームの従来型個室に入所していますが、室料は払っていません。要介護4で、年金は月額10万円程度(市町村民税世帯非課税者)です。私の負担はどうなるのでしょうか。



経過措置が適用されない
場合の利用者負担額
7.0万円/月



経過措置が適用される
場合の利用者負担額
5.5万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第3段階」になると思われますが、従来型個室における経過措置(P.9参照)の対象者であれば、居住費が減額されます。
- これにより

	経過措置が適用されない場合	適用される場合
① 1割負担	2.5万円/月	2.5万円/月
② 居住費	2.5万円/月	1.0万円/月
③ 食費	2.0万円/月	2.0万円/月
合計	7.0万円/月	5.5万円/月

となり、経過措置が適用されない場合と比べて、月額約1.5万円の負担軽減となります。

Q6

夫婦二人暮らしで、夫婦の年金の合計が月額19万円程度。夫は要介護5で、介護療養型医療施設のユニット型個室への入院を考えていますが、特別な室料がない場合でも月額約14万円かかると言われています。税制改正によって夫が市町村民税課税者となるので、夫が個室に入ったら、私の生活費は月額5万円程度しか残りません。預貯金は400万円程度です。何とかならないでしょうか。



特例減額措置が適用されない
場合の利用者負担額
13.9万円/月



特例減額措置が適用される
場合の利用者負担額
11.7万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第4段階」になると思われますが、高齢夫婦世帯等の居住費・食費の負担軽減(P.8参照)の対象者であれば、居住費や食費が減額されます。
- この方の場合は、食費が減額になりますので、

	特例減額措置が適用されない場合	適用される場合
① 1割負担	3.7万円/月	3.7万円/月
② 居住費	6.0万円/月	6.0万円/月
③ 食費	4.2万円/月	2.0万円/月
合計	13.9万円/月	11.7万円/月

となり、特例減額措置が適用されない場合と比べて、月額約2.2万円の負担軽減となります。

Q7

補足給付が支給されない場合があると聞いたのですが、どのような場合ですか。



- 補足給付は所得の低い方の負担を低く抑えることが目的ですので、施設が居住費・食費のいずれか一方でも負担限度額を超えて所得の低い方から費用の支払いを求めた場合、補足給付は行われません。
- 言い換えますと、所得の低い方から支払いを求める金額を負担限度額以下としていただくと、基準費用額と負担限度額の差額が施設に補足的に給付される仕組みとなっています。